

駐 車 場 賃 貸 借 契 約 書

借受住宅名	号棟			号室
借受事業主	入居者			
駐車場の表示	所在地			
	名称	駐車場	使用区画	番

一般社団法人横浜港湾福利厚生協会 を甲とし、甲が管理する港湾住宅（以下「住宅」という。）の借受事業主 \_\_\_\_\_ を乙とし、住宅の入居者 \_\_\_\_\_ を丙とし、甲が管理する駐車場に関し、次のとおり賃貸借契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、上記表示の駐車場を、丙または丙の同居家族が所有する車両を駐車するため、この契約書に記載されている条件で丙に賃貸する。

2 乙は、住宅の借受事業主として、丙が使用する駐車場使用料の納付、丙の駐車場の適正利用について指導するものとする。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年3月31日までとする。ただし、契約期間満了の1ヶ月前までに契約当事者から何ら申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。なお、丙の住宅退去日を超えることはできない。

(使用料)

第3条 駐車場使用料（以下「使用料」という。）は、1ヶ月1区画 円に消費税 円を加えた 円とする。ただし消費税率が改定された場合には、改定後の税率をもって消費税額を計算するものとする。

2 甲は、次の各号の一に該当する場合には、使用料の額を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い使用料の額を変更する必要があると認めるとき
- (2) 駐車場相互の間における使用料の額の均衡上必要があると認めるとき
- (3) 駐車場施設の改良を施したとき

(使用料の納付)

第4条 契約締結の日から契約解約の日までの使用料を、丙は乙に納付し、乙は甲へ納付しなければならない。

2 丙は、乙が指定する方法により乙に使用料を納付し、乙は、毎月末日までに翌月分の使用料を甲が指定する方法により納付するものとする。

3 1ヶ月に満たない期間の使用料は日割り計算によるものとし、日割額は月額額の30分の1とし、10円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

4 甲は、契約が終了したとき、解約日の翌日以降の使用料を精算して速やかに乙へ返還するものとする。この場合において、返還する使用料に利子はつけないものとする。乙は、甲から返還された使用料を乙の指定する方法により丙に返還するものとする。

(延滞金)

第5条 乙が使用料の支払を遅延したときは、その滞納額に加えて納付期限の翌日から年14.6%の割合により延滞金を甲に支払うものとする。延滞金に10円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。また、丙が乙に対して使用料を遅延した場合も同様とする。

(使用の条件)

第6条 駐車できる車両は、自家用自動車で、車幅2m以下、全長5m以下のものとする。なお、立体駐車場2階に駐車できる車両の自重は2t未満とする。

2 丙は、駐車場を使用するにあたり、次の各号に掲げる事項に従うものとする。

- (1) 甲に届出している車両を駐車すること
- (2) 駐車時には甲から発行された駐車証を車内に掲示すること
- (3) 甲が住宅及び共同施設の整備等を行う際に他の駐車区画へ移動すること
- (4) その他甲及び乙の指示に従うこと

(届出及び承認を必要とする事項)

第7条 丙は、車両を変更したときは、直ちに自動車検査証の写しを甲に提出しなければならない。

2 丙は、駐車区画を変更しようとするときは、甲へ届出し、承認を得なければならない。

3 丙は、前項により区画を変更したときは、新しい区画番号を乙に報告するものとし、これによって本契約の使用

区画の変更が行われたものとみなす。

(禁止事項)

第8条 乙及び丙は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 駐車を転貸または権利を譲渡すること
- (2) 駐車を届出た車両の駐車目的以外に使用すること
- (3) 駐車場内に危険物を持ち込むことまたは他の駐車場使用者の妨げとなる行為
- (4) 第三者にこの区画を使用させること
- (5) 通行の許可がない車両を駐車すること

(解約手続き)

第9条 丙は、契約を解約しようとするときは、解約日の1ヵ月前までに乙を経由して甲に届出なければならない。

2 乙または丙は、解約日までに協会へ駐車証を返却するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙または丙が、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 虚偽または不正の行為によって契約したとき
- (2) 丙が住宅の入居資格を喪失したとき
- (3) 駐車場使用料を3ヶ月以上滞納したとき
- (4) 第三者に譲渡または貸与したとき
- (5) 丙が、甲及び乙の指示に従わず、他の入居している者に著しく迷惑をかけたとき
- (6) その他本契約に違反したとき

2 甲は、住宅及び共同施設または住宅構内の整備等により、駐車を改廃する必要があるときは、本契約を解除することができる。ただし、解除日の2ヶ月前までに、乙及び丙に通知するものとする。

(明け渡し)

第11条 乙及び丙は、本契約の解約日までに（甲が前条により契約を解除したときは直ちに）駐車を明け渡さなければならない。

2 甲は、乙または丙が前項及び第8条の禁止事項を順守しない場合、車両等の移動を行い、その費用を乙または丙から徴収することができる。

(賠償責任)

第12条 乙または丙は、甲の設備及び造作、その他駐車場内の他の自動車等に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲は、駐車場内における次の各号の損害については、その賠償の責を負わない。

- (1) 車両の盗難及び損傷等の事故による損害
- (2) 補修工事等による駐車場の利用停止等による損害
- (3) 天変地異、その他不可抗力による損害

(疑義解釈)

第14条 この契約に疑義を生じたときは甲の解釈に従い、この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙丙協議して定めるものとする。

この契約の証として契約書3通を作成し、甲乙丙の記名捺印の上、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 横浜市中区山下町279番地の1  
一般社団法人 横浜港湾福利厚生協会  
会長 藤木 幸夫

乙 (所在地)  
(会員名)  
(代表者名)

印

丙 (住所)  
(氏名)

印